

藤倉コンポジット人権方針

藤倉コンポジットグループは、「技術・創造・いきいきコミュニケーションを大切にし、人々の安心を支え社会の豊かさに貢献します」という経営理念のもと、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき「藤倉コンポジット人権方針」を定め、当社が事業を行うすべての国、地域において人権尊重の取組みを推進します

1. 人権に関する国際規範の尊重

藤倉コンポジットグループは、国際的に認められた人権に関する原則に基づいて事業活動を行います。

・強制労働、人身取引の禁止

強制労働を認めません。また、債務労働や人身取引を含む、あらゆる形態の現代奴隷も認めません。

・児童労働の禁止

児童労働を認めません。法に定められた最低就業年齢を守り、18歳未満の若年者を危険有害労働に従事させません。

・差別の禁止

人種、宗教、性別、性的指向・性自認、年齢、障がい、国籍、出身地、社会的出身、経歴等に基づくあらゆる差別を一切許容しません。

・ハラスメントの禁止

身体的、精神的であることを問わず、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、育児・家族の介護休業等に関するハラスメントを含む、個人の尊厳を脅かす行為を一切許容しません。

・ダイバーシティの推進

多様な属性、価値観、経験などを有したメンバーが共存し、認め合い、一人ひとりが互いを活かしながら最大限にその能力を発揮し、成長と自己実現を実感しながら安心して働ける職場づくりを目指します。

・結社の自由及び団体交渉権の尊重

労使間で建設的な対話を行い、結社の自由及び団体交渉権を尊重します。

・労働時間と賃金

事業活動を行う国・地域において適用される法令に従い、従業員の労働時間、休日、休暇、賃金を適切に管理します。

・労働安全衛生

事業活動を行う国・地域において適用される法令に従い、従業員の安全と健康を守り、心身ともに働きやすい職場づくりを目指します。

・プライバシーの尊重

個人のプライバシーを尊重し、保護します。個人情報の取扱いに際しては、関連する法令・規範および社内

規定を遵守します。

・地域社会への影響

グループの事業活動が、地域住民の健康、土地の権利、水へのアクセス及び先住民の権利などに影響を与える可能性があることを認識しています。各国地域の文化や慣習を尊重し、地域住民との対話・協議をおこなった上で、地域住民の権利への負の影響を防止・軽減するために、関連する国際規範に則り、必要な対応を実施してまいります。

・責任ある原材料・鉱物調達

お取引先と共に、責任ある原材料および鉱物調達に取り組んでまいります。

・ハイリスクな状況

人権侵害の危険性が高い特定の状況・環境に直面した場合でも、人権尊重という基本理念に基づき、細心の注意を払って人権侵害の防止に努めます。

2. 教育・啓発

藤倉コンポジットグループは、グループ各社のすべての役員と従業員に対して、本方針の実践に必要な教育及び能力開発を実施していきます。

3. ガバナンス・推進体制

本方針の遵守について取締役会の監督のもと人権尊重の取り組みを推進します。

4. ステークホルダーとの連携

藤倉コンポジットグループは、継続して関連するステークホルダーとの建設的な対話を行い、人権課題の理解や改善・解決に努めます。

5. 通報窓口・苦情処理

藤倉コンポジットグループ従業員は、人権に関する懸念について社内で相談でき、あるいは内部通報を行うことができます。

また、ステークホルダーの皆様の人権への懸念を適時に把握し、対応していくため、実効的な通報や苦情処理の仕組みの構築に取り組めます。

6. 情報開示

藤倉コンポジットグループは、本方針に基づく取り組みについて定期的に関示します。

本方針は、藤倉コンポジット株式会社の取締役会において、2023年5月26日に承認されています。